

栃木市市民会議 第12回全体会 会議要旨

日 時：平成28年7月27日（水） 午後7時から午後8時30分

会 場：市役所 正庁

出席者数：43名 事務局：6名

1 開会

2 あいさつ（三橋会長）

3 議事

1) 栃木市自治基本条例の見直しに関する提言（中間とりまとめ案） 資料1

三橋会長： 栃木市自治基本条例の見直しに関する提言中間とりまとめ素案について事務局より説明をお願いします。

事務局： 栃木市自治基本条例第45条に、「市はこの条例の施行期から5年を越えない期間ごとに、この条例の規定を検証し、見直し等の必要な措置をしなければならない」と規定されています。このことから自治基本条例部会では、検証を進め、2月の全体会で中間報告を行なったところです。最終的には、今年の12月の全体会で提言書をまとめるようなスケジュールで考えていますが、まず2月に行なった中間報告までの議論の中での提言書の案として、自治基本条例部会で検討いたしました。

「自治基本条例の見直しに関する提言書中間取りまとめ案」をご覧ください。提言書の内容については、自治基本条例部会の中で継続して議論が進められているところですが、2月に行なった中間報告までの内容ですと、見直しが必要だという結論には至っておりません。従って、今回の提言書案の内容も「見直しの必要はない」と結論付けておりますが、今後、自治基本条例部会と全体会で検討を進めた結果、見直しの必要があった場合には、提言の内容も当然変わっていきます。

提言の全体的な構成から説明します。表紙をめくった裏面にはじめにということ序文を載せてあります。自治基本条例の見直しに関する規定に基づいて、市民会議で検証を進めて来たという内容になっています。3ページに目次、4ページに、提言の本文で、(1) 総括で全体的な意見、(2) 条例の施行状況に関する提言で個別条文に関する提言としております。6ページは、2. 栃木市自治基本条例の見直しに関する市民会議開催状況をまとめ8ペー

ジに3. 栃木市市民会議委員名簿として見直しに関わった市民会議委員の名簿を載せるような構成で検討しました。

会 長： 構成案につきまして何かご意見・ご質問があればお願いいたします。

会 長： 無いようですので、先に進めましてお気づきのことがあればお願いいたします。

《提言書の内容について資料に沿って事務局より説明》

会 長： 個々の提言について、何かお気づきの点がありましたらご発言をお願いします。

委 員： (2) のアの部分「市民自治という条例の趣旨を市の職員に理解してもらうため、取り組みを進めていただきたい」とありますが、市の職員の方は基本条例とか、市の仕事に関して一生懸命誠実に取り組んでくださっていると思います。その市の職員に把握させるだけではなく理解してもらうというのはそれ以上に何を求めているのだろうかという素朴な疑問があります。

事務局： 自治基本条例では市民を中心としたまちづくりや市政運営を行うことを「市民自治」と謳っていますが、そうした認識が職員に十分浸透していないのではないかと議論がありました。部会として、中間報告の要望事項で述べられたのですが、それをまとめたものです。

会 長： 毎年、新規に採用される若い職員の方に、職員研修の中で自治基本条例の理解につながる研修内容を、という議論であったと思います。

委 員： 委員が発言したのは、この文章だけで皆さんが認識を共有できるか、ということだろうと思います。「市民自治」は自治基本条例に書いてあって、その解説もありますが、そういう趣旨を理解してもらうことを付記したほうがよろしいのではないかと思います。一行目は職員に把握させる、二行目に「…とういう条例の趣旨を」となって非常に淡泊になっている。文章の趣旨が正確に伝わるようにすれば、市民も職員さんも共有できると思います。

事務局： こちらについては、自治基本条例部会で審議しておりますので、文章の方は詰めて全体会にかけたいと思います。

委 員： 形式の話ではなく、構成の中身が分かりづらいというのが質問の趣旨であり表現の仕方をご検討いただきたいと思います。部会でこうなったから出し

ますということではないだろうと。

事務局： 分かりやすい表現に努めたいと思います。

会 長： 提言ですから誤読がないように、正確に伝わるように、もう少し練る必要があります。

委 員： 危機管理（第39条関係）で情報セキュリティに関して言及していますが、第39条は自然災害に対応する条文だと思います。社会・経済的な危機も含めて視野を広げた見方をしていますが、社会的な情報危機は自然災害の対応である第39条ではなく第34条（行政組織）で対応するのが適当だと思います。

会 長： 今のご発言を受けまして、私も少し検討の余地があると思いました。引き続き部会で議論をさせていただきたいと思います。

事務局： 部会では、第39条の災害等の「等」にこのセキュリティのことも入るのではないかという議論があり、「また、～」以降の文言が入りました。行政組織の中での整理を、というご意見もいただきましたので、部会で審議させていただきたいと思います。

会 長： 他にいかがでしょうか。

委 員： 第39条（危機管理）の解説を見ると、情報漏えい、標的型攻撃メールなどの対応について全く出てきていません。一方、第34条にも、出てきていない。こういった問題を自治基本条例の中にきちんと捉えられるような分野が必要な時代になってきているのではないか。第34条、第39条いずれにしても、もう少し具体化する必要性もあるのではないかと思います。冒頭、社会的変化がないから、自治基本条例そのものの見直しは行なわないと総括で説明されましたが、(イ)の最後段には近年の自然環境の変化、社会情勢の動向を踏まえてとあり、ここが大事で基本的なところを踏まえてご理解いただければと思いました。

会 長： 情報セキュリティに関して、組織の中で対応力を高めていく取組みもあるので、組織の問題ではないかと思います。もちろん危機管理、災害対応というのも組織の問題ではありますが、同じ危機管理と言っても、自然災害は対応の仕方が全然違ってくるので、別でいいと感じました。皆さんから意見をいただき部会で引き続き検討するというところでどうでしょうか。

委員： 5月の全体資料にあった、要望事項の第2条関係の回答では、自治基本条例は日々の業務の規範となるため、平成28年度から新規採用職員の研修として取り上げ、その趣旨を啓発してまいります。臨時職員についても指導するという回答を受けているのですが、市の委託を受ける者、市の関連事業する外郭団体等も、市の行政を補完、代替する機能を持っているならば外郭団体の職員についても、周知を図ることがあっていいと思いますので、部会で検討していただければと、提案をさせていただきます。

委員： 「近年の自然環境の変化は」という文面に関して、近頃は異常気象が世界的です。「危機管理体制の強化につなげていただきたい」というのは非常に大切な言葉で、十分に想定外のことを論じるべきです。思いもよらない想定を盛り込む必要があると思います。

事務局： 業務委託を行っているケースなど当然のご指摘だと受け止めました。危機管理については、異常気象、想定外という自然環境の変化があると思いますので、表現等はもう一度検討させていただきたいと思います。

委員： 条例のこととは少し外れますが、私は総合計画部会で危機管理のことを私の他3名で話し合っています。去年、水害があったことから皆さんの意識も変わられたと思いますが、ちょっと行政評価は人手不足な気がするのです。いろんな知識を持っている方々に入っていたらいいと思います。

委員： 今日の資料では総括で条例そのものは直さなくていいと結論に至ったと書いてありますが、そういうことではなくて、これから条文全体を見て、論議をしていくということを申し上げます。事務局からの文章が出される、部会でいろいろ議論して文章の変更をする。だけど、部会から出された文章をこの全体会議の中で変更するのは難しいし、そういった意見を踏まえて自治基本条例部会を開かなくてはいけない。自治部会だけでは気づかない、論議できないことも多いと思います。議論の中身に、意見を持っている市民会議の委員の皆さんに出てもらっていろいろ意見を聞いたほうがいいのではないかと思います。市長に提言する時には、自治部会で論議をしたから、自治部会の責任だということではなくて、一言一句を含めて市民会議の責任だというふうに思います。それぞれ興味のある内容について、総合計画部会の方にも来ていただいてもいいと思います。要するに会議のあり方をもう少し変えてもいいのではないかと思います。

会長： 部会長お願いします。

部会長： 市民会議は市民の市民による市民のための会議だということです。ここに

「市民自治」ということを職員に理解させなければいけないと書いてありますが、我々市民が「市民自治」をよく理解しなければいけないことでもあります。今日も、比較的議題を少なめにしたのは、これまでの反省として、ゆっくりと議論する場がなかったという思いもあります。例えば、自治部会で事前勉強会をやっていますが、総合計画部会の方も傍聴できるとか参加できるという仕組みであれば、それはそれでとてもいいことだと思います。例えば、自治基本条例部会や勉強会の開催予定についても、全員にお知らせして自由に参加できるような会議であるべきではないかと思えます。

自治基本条例部会の資料は毎回大量です。関連する条例、計画があり、それらが自治基本条例に沿っているかをチェックしていく作業を行っていますが、事務的に煩雑ですので、それらを全て提言書に盛り込むと分厚い資料になってしまうので、言いたいことだけを簡潔に示すような提言書を作ろうということです。ただ、部会に集中すると、逆に見えて来ない部分もあります。提言書の文言が分かりやすいのかどうかに関しては、これは市長、議会など、これまでの議論を知らない人達が、初めて読んでも分かる資料にしなければならない。そういった意味では、やや雑かなという気がしました。もう少し丁寧に説明する必要があると思いました。

部会では様々な意見が出て参りますが、個人としての意見と、部会としての総意をどう分けるかが難しいところです。例えば(2)のアで、条例の周知に関して市の職員だけでいいのかと、ご指摘いただいたように、外部の委託者、契約者も市民にサービスを提供しています。図書館とかの指定管理者の人にも「市民自治」を理解してもらわなくてはいけないのではないかと。一方で、道路を整備している建設会社の方も「市民自治」の趣旨を理解してもらおうという、これも違うのではないかとってきます。

2点目の危機管理についてですが、危機というのは非常に多様化しています。これまでは、地震とか台風といった自然災害ですが、事件とか事故とか社会事象まで含まれるようになってきました。例えば、学校で食中毒が起きるとか、病院で医療感染が起きるとか、銀行が破たんするというような金融危機も含めて幅広く捉えなければいけない事柄です。危機管理の変化が著しい中で、情報管理はとりわけ対応が迫られています。条例という仕組みは中長期的であまり変えないものなので、情報環境の変化に合わせ、その都度条例を変えていくのは難しいところがあります。条例そのものは見直さないにしても、逐条解説などには、この辺りも含まれているということを説明することが必要だと思います。

第34条の関係で危機管理に関しては、行政の組織対応が重要になって来るので組織の問題ではありますが、他方もう1つ、市民の危機管理も考えなければいけません。例えばこの手の議論をすると、行政は言い訳しますから、何か起きて対応できなかつたら「いや、想定外でした」と言いますが、では、想定外を想定しろと行ってどこまで想定できるのか、そのためにどこまでコ

ストをかけられるか、と考えるとなかなか現実的ではないところもあります。行政にはそういう不満とか苦情を言いますが、家に避難袋を置いていない、避難所がわかっていないこともありますので、市民も含めた危機管理のあり方が問われると思います。必ずしも第34条の問題だけではないという理解はあります。ただ、行政の組織対応が重要である点は、ご指摘の通りだと思います。

もう1つ(ウ)の公益通報に関して、内部法規との関係で、明らかに規定の見直しが必要だと思われました。今後そういった公益通報とかも含めてトータルに情報を把握・管理できるような人材を育て、組織的に対応していくのが今後、課題として出てくると思います。ただ、今の段階では条例を変えるという話にはなっていないということです。

(3)について、条文そのものを見直す必要はないのかということについては、今のところの説明では「ない」と聞いていますけれども、現在議論の途中なのですが、公職選挙法が改正されまして、選挙権年齢が18歳以上に引き下げになりました。それに伴って、有権者の年齢が変わりましたが、自治基本条例は連動する規定が何か所かあります。例えば、この有権者という規定であったり、青少年という文言であったりするところなのですが、この辺りの整合性が取れなくなってきている。今回、公職選挙法は改正されましたが、民法や少年法の適用年齢は変わっていないため、若干整合性が取れない状況で、議論に整理がつかず引き続き検討となっています。そういった議論があったということだけのご報告したいと思います。

会 長： 他にお気づきの点ありましたらお願いします。

委 員： 今日の会議の中身としては、提言のスタイルは、こういうスタイルにする。だけど、内容については結論ではない。と理解しているのですが、今日こういう提言があり、他の委員さんからも意見があったので文言を入れる、入れないを会議で論議して結論を出していくことになると思う。会長としてはどうまとめるおつもりですか。

会 長： 提言はこれで決まっているわけではなく、自治基本条例部会としては9月と11月と2回検討する機会はある。12月の全体会で最終の提言書という形でこの全体会にお示しする。2回部会を開くに当たって、そこで議論すべきご意見、論点、視点を総合計画部会の方々も含めてお聞き取りをしていると私は理解しております。ですから、今日はこれでとりまとめるとは思っていなかったですが、それでよろしいですよ。

部会長： 今日は部会のメンバー以外の方から、感想とかご意見をいただいて、それを残る2回の部会で検討させていただきます。この提言書は部会名ではなくて

市民会議として提出するものなので、連帯責任と捉えていただきたい。自分で説明できないようなところがあったら、どんどん言っていただきたいのです。残る2回についても、議論をして、その都度、市民会議のメンバーに議事録、検討結果をフィードバックして、ご意見をいただくというやり取りをさせていただこうかなと思っています。

委員： 危機管理のことですが、自然災害は必ず人為的な要因が関係してくるので、そういった事を踏まえて検討して欲しいと思います。

会長： 提言の構成については委員の方からご意見はなかったと思いますが、これはこのままでもよろしいでしょうか。

委員： 提言書の中には会長なり部会長からのコメントはあるのですか。

会長： 個人的には想定はしていませんが。それは形になってから考えても遅くはないと思います。

委員： (2)の公益通報の内部通報の取扱いですが、条例では「しなければならない」要綱では「行うことができる」となっているが、この2つについては制定の仕方が全く違います。条例は市民が入って中立的であるし、要綱は行政側が定めているので、要綱の見直しについて検討と書いてありますが、これは見直しができるものなのか疑問なのですがご意見をいただきたいのですが。

会長： 整合は取れるとは思っていたのですが。

部会長： 基本的には条例のほうが上位で、要綱はその下に付くので、条例に沿うような形で要綱を作らなければいけない。要綱も義務規定に変えなければいけないということになります。

会長： 要綱は比較的簡単に変更できるということですね。

部会長： そうですね。

委員： 自治基本条例の見直しについて、総合計画部会の委員にも見てもらいたいというお話がありました。それから内容によっては関心度とか専門性を持っている方もいるので呼びかけ、その後はキャッチボールをしましょうって話がありましたが、両方やるという理解でよろしいですか。危機管理の情報セキュリティについては自分も関心があります。かつて全世界的な規模で情報

セキュリティをどうするかということにも参画したこともあり、機会があったらその中でお示ししたいなと思っていたので、呼びかけがあればと思ったのです。

事務局： すいません、その件については今後検討してさせていただくということで、この場では結論をお出しすることはできないと思いますので、やり方等ご相談させてください。

部長： これは私の意見ですけれども、次回の部会の前までに事務局の方に資料提供なり、何かご意見をいただければ、それを部会で検討することはしていきたいと思います。全員が集まってとなると込み入った議論ができなくなってしまいますので、部会に関しては小人数で、集中的に議論したいということがありますので、直接ご参加いただける機会を設けられるかどうかというのは少し難しいかもしれません。

会長： それでは文章、メール等のやりとりで済ますこともあり得るということでご承知をいただければと思います。他にどうでしょうか。今日は特に総合計画部会に関しては何かございませんか。

委員： 総合計画部会グループ8の日程について、お尋ねしますが、取り扱うアイテムは全部で100近いのですが、その中から25項目選定してやるということになり、委員からは15項目を出してくださいとなっていました。最近来たメールによると25項目が収まっているのですが、どのようにしてその項目が選定されたのか説明が一切入ってないのです。15項目は各委員が選んだのですが、結果25項目になった、どうしてそれが妥当だとされているのか、全く見えない。その状態でスタートを切ることに疑義を感じます。

総合計画そのものですが、基本計画の2つのアイテムが抜けており、その辺をどう扱うのでしょうかとお尋ねしております。基本計画の(3)の組織横断の3つのプロジェクト、それから(4)地域計画、地域重点事項、について、この市民会議で議論の対象になったことがないので、前回お尋ねしたら、「前年もやってませんので」、とのお答えでした。その点について再確認をしたいと思います。

会長： これは、今お答えいただくことはできますか。

事務局： 今年度につきましては、25シート検証項目を選定させていただきました。各委員に、その中から15項目の選定を依頼し、票が多かった14項目と、1票ずつ入った11項目の、合わせて25項目を主な取組事項から選定させていただきました。

委員： 最初にいただいた文章には、最終的には部会長と相談して協議の上、定めるといふようなことでありましたが、それはされているのでしょうか。

事務局： はい、最終的には部会長と協議をさせていただいて、25項目を選定させていただきました。

委員： 事務局で進めているように聞こえましたから、念のために質問いたしました。

事務局： 市の総合計画書の中の基本計画の組織横断の3つのプロジェクト「いのち・ちから・たから」の進捗について総合計画部会で検証を進めるべきではないかとの質問ですが、基本計画については基本施策の評価表、単位施策の評価表により外部評価を行っているところで、3つのプロジェクトの事業は主要事業であるため単位施策評価表を活用して達成度によって進捗をお示ししたいと思います。

(4)の地域計画(地域重点事項)については、地域の姿から特に重点的な事業を地域ごとに整理しています。こちらの事業については、主要事業をさらに、細分化していくもので、1つ1つの進捗管理をデジタル化するというのが、難しいと思われまふ。

会長： 組織横断の3つのプロジェクトや地域計画(地域重点事項)は総合計画部会の検討のフォーマットに載って来ないということだと思ふのですが、それは前々からわかっていたので、載らないならそれに代わる評価の形式は考えられないのでしょうか。

事務局： (3)の3つのプロジェクトにつきましては、皆さんに評価していただいた結果を基にプロジェクトごとの進捗をお示しすることができます。(4)の地域の重点事項等の検討については検討し後ほど回答したいと思います。

委員： (4)地域計画をやろうとすると、いつのどのグループでやるのかを決めないと進まないと思ふます。(3)は組織横断のプロジェクトなので、縦割りの弊害をなくして、市民目線での政策運営がスムーズに行くように担っているものだと理解していますが、その評価がなされないことについて、非常に落胆しています。

会長： そこは引き続き検討して、部会の委員の方の目に届くようにご協力をお願いします。

事務局： 毎年度、進捗についてお示しできるかもしれませんが、評価は5年ごとの見直しなのでご理解をお願いします。

委員： 私は、環境づくり市民会議に入って、栃木市環境基本計画の推進に携わっているのですが、環境基本計画の推進体制を見ると、市長の諮問に応じる組織として環境審議会がある。環境づくり市民会議と環境審議会と話し合いがあった方が色々な意見がでると思うので、何らかの形で意思疎通ができるようにならないかということをお願いいたします。

会長： 趣旨はわかりましたが、環境基本計画を取り上げると、栃木市自体が部局ごとにいろんな計画を持っていて、色々な問題を抱えていたりするので、それは市にお伝えすることで、市民会議ではそれを議題にするにはそぐわないと思います。

委員： 会議の進め方ですが、時間を決めてその中で議論したらいかがでしょうか。事務的なものは事前の打合せを念入りにやっていただいた上で、事務的に進めていいと思います。この場はやっぱり大きな意味でいろんな意味での議論をしたいと思います。

会長： 事前に打ち合せはしているのですが、皆さんから積極的な意見が出ましたので予定より1時間延びたというふうにご理解ください。こういった議論の場が今まであまり取れなかったのです。

4 その他

特になし

5 閉会